香川県産業交流センターの指定管理者

香川県産業交流センターの指定管理者の公募を行い、香川県産業交流センター指定管理者評価委員会での評価結果を踏まえ、総合的に判断した上で、候補者を選定し、令和6年11月香川県議会での指定の議決を経て、次のとおり指定管理者を指定しました。

1 申請団体数 1団体

3 指定管理候補者 穴吹エンタープライズ株式会社(高松市古新町)

4 指定予定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

5 評価委員会における評価結果

申請者から提出された書類の確認やプレゼンテーションを実施し、総合点数方式により評価した。

(1) 評価基準

評価基準及び観点	配点ウエイト
(1) 利用者の平等な利用が確保されていること。	(確保されない
不当な利用制限項目の有無	場合は、失格)
(2) 施設の設置目的を効果的に達成し、サービスの向上が図られるものであること。	
①施設の設置目的との適合性	
②利用者に対するサービスの向上	3 5
③サンメッセ香川の特徴を活かした施設の利用促進への取組み	o o
④レストランスペースの継続的な運営	
⑤その他新規、魅力的な提案の有無	
(3) 施設の適切な維持管理を図るとともに、施設の管理経費の節減が図られるもの	
であること。	
①当該施設の管理運営に係る県の経費	2 5
原則として申請者からの提案額アと最低提案額 イにより評価する。	2 0
<計算式>【申請者の点数】=25×イ/ア	
②実現の可能性	
(4) 申請者が事業計画の内容を安定して遂行できる能力を有していること。	
①申請者の実績	
②人的能力(管理運営組織)	
③物的能力(経営基盤)	2 5
④申請者の安定性・信頼性	2 3
⑤申請者の取組み姿勢	
⑥個人情報の適正な取扱いの確保	
⑦関係法令等の遵守や利用者の安全の確保	
(5) 地域経済の活性化や県内雇用の確保等に配慮されていること。	
①地域経済の活性化に効果的な取組み	
②県内雇用の確保等	1 5
・県内からの雇用に配慮されているか	
・物品・役務の調達における県内事業者への発注などが予定されているか 等	

(2) 評価委員会の開催経緯

- ・第1次評価(書類)(R6.10.3~10) 各委員による申請内容等の確認
- ・第2次評価(評価委員会)(R6.10.17) プレゼンテーション、事業計画書の評価

(3) 評価結果

※点数は、評価委員の平均

	穴吹エンタープライズ株式会社
得点	83. 0

- ・評価基準(1)について、利用者の平等な利用が確保できるものと評価された。
- ・評価基準(2)について、既存のサービスを継続するとともに、大展示場と小展示場への Wi-Fi 環境の整備等の具体的な提案がなされており、利用者に対するサービス向上が図られるもの と評価された。
- ・評価基準(3)について、施設の適正な維持管理を図るとともに、管理運営経費は一定の削減努力がみられた。
- ・評価基準(4)について、現指定管理者としての実績があり、現行スタッフによる組織体制の継続等、安定して業務を遂行できるものと評価された。
- ・評価基準(5)について、香川県立アリーナと施設の空き状況の相互共有による催しの誘致協力、発注を県内企業・事業所を中心に依頼すること等が評価された。

6 事業計画の概要

(1) 現行の管理との比較

	事業計画	現 行		
開館時間	現行どおり	9:00~21:00		
休館日	現行どおり	年中無休		
県からの年間委託料	(指定予定期間中の平均)	(指定期間(R2年4月~R7年3		
	202, 428 千円	月)中の平均)180,526 千円		

注) 事業計画は、確定したものではなく、今後変更する可能性がある。

(2) 主な利用者サービス向上策

- ・大展示場、小展示場での Wi-Fi 環境を整備し、オンラインによる商談の実施等のニーズにも 対応する。
- ・CTI システム (着電時に顧客の取引履歴等の状況を即座にコンピューターモニタに表示するシステム)を導入し、より適切かつ迅速な顧客応対を行う。
- ・視覚認識を強める案内看板を設置し、言語に依存せず誰にでも分かりやすい施設案内を実現する。

(3) 経費節減策

- ・LED 照明への移行、デマンド調整の徹底により水光熱費を節減する。
- ・設備・備品の計画的な予防保全によりメンテナンスコストを低減する。

(参考) 評価委員会委員

10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10.			
	役職名	氏 名	
委員長	香川県商工労働部長	寺嶋 賢治	
委 員	香川県商工労働部経営支援課長	髙林 和男	
委 員	高松大学・高松短期大学 学長	佃 昌道	
委 員	公認会計士	武田 真由美	
委 員	社会保険労務士	片山 晃子	